

産業廃棄物処理計画書

令和5年7月12日

広島市長

提出者

住所 東京都江東区豊洲3-2-20
豊洲フロント

氏名 マルハニチロ株式会社

代表取締役社長 池見 賢

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

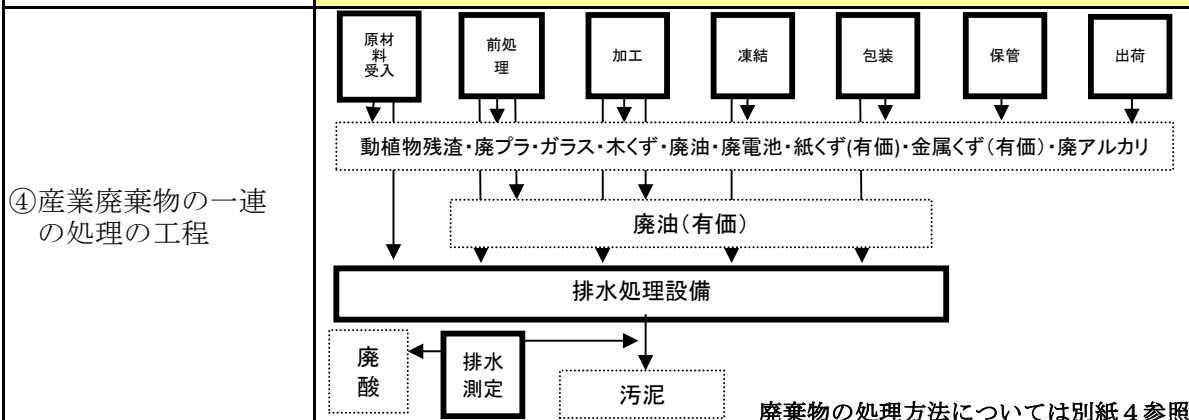
電話番号 03-6833-0826

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	マルハニチロ株式会社 広島工場
事業場の所在地	広島市中区江波沖町6番1号
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	工場廃止により事業停止
②事業の規模	3823百万円(前年度実績)
③従業員数	2人



別紙1
(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状:前年度(令和4 年度) 実績量
計画:今年度(令和5 年度) 計画量

単位:トン/年

単位:トン/年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻																				
汚泥	1762.44	50					1394.65	0			367.79	50	12.24	50	355.55	0				
廃油	9.65	0									9.65	0	9.65	0						
廃酸	1.07	0									1.07	0	1.07	0						
廃アルカリ	0.76	0.5									0.75	0.5	0.76	0.5						
廃プラスチック類	120.49	0									120.49	0			120.49	0				
紙くず																				
木くず																				
繊維くず																				
動植物性残さ	619.81	0									619.81	0			619.81	0				
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず																				
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	0.2	0									0.2	0	0.2	0						
鉱さい																				
がれき類																				
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ばいじん																				
廃電池類	0.205	0									0.205	0	0.205	0						
廃蛍光管	0.021	0									0.021	0	0.021	0						
廃PCB等	0.001	0									0.001	0	0.001	0						
合計	2514.647	50.5	0	0	0	0	1394.65	0	0	0	1119.987	50.5	24.147	50.5	1095.85	0	0	0	0	0

※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙2(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したものでも提出可能です。

1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等)

別紙3参照

2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	ISO14001及び目標管理・改善活動の中で、環境資源に関する削減目標を設定し、廃棄物削減に取り組む。アミシス機械保全計画に従い機械のメンテナンスを行い、ライントラブルを未然に防ぐことにより、製品ロスが発生させないようにする。
②計画 (今後実施する予定の取組)	工場廃止に伴い特に無し。

3 産業廃棄物の分別に関する事項

<p>①現状 (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p>	<p>汚泥については、脱水汚泥とピット汚泥との分別を行う。廃油については有価物として再生利用できる植物油、ラードの分別を行う。廃プラスチック類と木くずについては金属等と一緒にしたもの、金属部を外して分別を行う(金属は有価物として扱う)。植物性残渣、ガラスくず、廃酸、廃電池、廃蛍光管等、これら全ての産業廃棄物を種類ごとに分別するルールを手順書等により工場全体へ周知させる。</p>
<p>②計画 (今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p>	<p>工場廃止に伴い特に無し。</p>

4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>自社で産業廃棄物の再生利用の計画はありません。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>工場廃止に伴い特に無し。</p>

5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>汚泥に関しては有機凝結剤の使用により汚泥発生量の削減。中間処理前の汚泥を電磁流量計にて流量測定を行う。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>工場廃止に伴い特に無し。</p>

6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

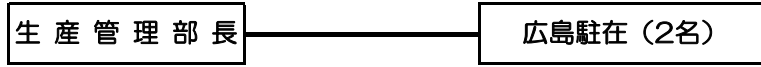
<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>自社で産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分を行う計画はない。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>工場廃止に伴い特に無し。</p>

7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>産業廃棄物処理委託業者の定期視察を行い、委託状況、処理状況、保管状況の確認を行う。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>工場廃止に伴い特に無し。</p>

別紙3 旧広島工場組織図

令和5年7月



別紙4 産業廃棄物の一連の処理の工程

令和5年7月

産業廃棄物	中間処理(委託)	最終
動植物性残渣	発酵/焼却	肥料化/埋立
汚泥	発酵/焼却	肥料化/埋立
特管廃油・廃油	焼却	埋立
廃プラスチック類	破碎	セメント材料
廃酸	中和・焼却	焼却/焼成/埋立
廃アルカリ	焼却	埋立